

発達障害のある児童生徒等に対する支援事業
(発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業)
公募要領

1 事業名

発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業

2 事業の趣旨

文部科学省（以下「当省」という。）が令和４年に実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果によると、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合が公立の小・中学校では推定値８．８パーセントであり、発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒数が今後更に増加することが見込まれる。

発達障害等の早期発見・早期支援においては、教育・福祉等による連携が必要不可欠となる。各自治体における５歳児健康診査（以下「５歳児健診」という。）の実施が進む中、従来見過ごされてきた発達障害の特性のある幼児等を把握するケースの急増も予想されるため、発達障害児等への支援のより一層の充実を図るにあたっては、就学前からの切れ目のない支援が重要となる。また、発達障害児への適切な支援を推進する上では、各ライフステージに応じて必要な支援を行うことが必要不可欠である。特に、学習障害については、就学後に学習上の困難が顕在化することが多いため、就学後の早期発見及び早期の教育的支援の開始が重要となる。

このような事情を踏まえ、本事業においては、５歳児健診の結果を有効活用する等して、発達障害のある幼児児童生徒等に対する就学前からの早期発見・早期支援、円滑な就学や就学後の適切な支援、不登校の未然防止等、切れ目のない支援体制を構築する。

3 公募する事業の名称及び概要

本事業における次の(1)及び(2)の各事業について、それぞれ公募を実施する。

(1) ア 名称

「幼稚園等における特別支援教育体制モデル構築事業」

イ 概要

発達障害の特性のある幼児等に対する幼稚園等における適切な支援、小学校等への円滑な引継ぎ及び幼稚園教員等の専門性向上について実践研究を行い、幼稚園等における特別支援教育体制のモデルを構築する（詳細は、別添１のとおり）。

(2) ア 名称

「学習障害のある児童生徒等に対するＩＣＴを活用した効果的な支援に関する実践研究」

イ 概要

学習障害のある児童生徒等への就学後の早期発見・早期支援の充実のため、Ｉ人Ｉ台端末を含むＩＣＴ機器を活用した効果的な支援に関する実践研究を実施する（詳細は、別添２のとおり）。

4 契約期間

委託契約締結日から当該年度の3月末日まで（※1）

（※1） 原則として当該年度の3月31日までとするが、同31日が土曜日、日曜日及び祝日に当たる場合は、例外として、同31日より前の最も近い平日を3月末日とする。

5 公募対象、事業規模、採択件数及び事業期間（予定）

(1) 幼稚園等における特別支援教育体制モデル構築事業

ア 公募対象

都道府県教育委員会（※2）、指定都市教育委員会、市区町村教育委員会

イ 事業規模（受託団体1件当たりの標準額）

190万円を上限とする（※3）。

ウ 採択件数

7箇所（予定）（※4）

エ 事業期間

令和7年度から令和9年度まで（3カ年事業（予定））（※5）

(2) 学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究

ア 公募対象

都道府県教育委員会（※2）、指定都市教育委員会、市区町村教育委員会

イ 事業規模（受託団体1件当たりの標準額）

370万円を上限とする（※3）。

ウ 採択件数

5箇所（予定）（※4）

エ 事業期間（予定）

令和7年度から令和9年度まで（3カ年事業（予定））（※5）

（※2） 都道府県教育委員会は、域内の市区町村教育委員会に対し、本事業の一部を再委託することができる（再々委託は不可）。
（※3） 予算状況等によっては、各年度における標準額に変動が生ずる可能性あり。
（※4） 最終的な採択件数については、審査評価委員会が決定する。
（※5） 毎年度、事業実績や予算状況等を勘案し、翌年度以降の事業実施計画書を基に事業審査を行った上で、当省が事業継続を適当と判断した場合、同一の事業委託先との間で委託契約を更新する（契約締結は毎年度実施する）。

6 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、「特別の理由がある場合」に該当する。

- (2) 当省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 企画提案書（事業実施計画書）の提出方法等

- (1) 提出様式

ア 企画提案書については、上記3記載の各事業内容に応じ、それぞれ次の様式（「事業実施計画書」）を用いて作成することとする。

（ア）幼稚園等における特別支援教育体制モデル構築事業：「別添1別紙」

（イ）学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究：「別添2別紙」

イ 前項の事業実施計画書には、受託を希望する事業における取組全体の概要図（パワーポイント（PPT）形式（横）1枚）も添付すること。

ウ 事業実施計画書及び取組全体の概要図は、正確を期すため、いずれもパソコン等の判読しやすいもので作成すること。

- (2) 提出方法

企画提案書（事業実施計画書）等は、以下のとおり電子メールで提出すること。

なお、当省への直接持参及びFAXによる提出は不可とする。

ア 事業実施計画書についてはWord形式、取組全体の概要図についてはPPT形式で、それぞれ電子メールに添付の上、送信すること（PDF形式は不可）。

ただし、各経費項目に係る根拠資料（諸謝金単価表、旅費支給規定等）等の参考資料については、PDF形式での送信も可とする。

イ 提出時におけるメールの件名は、上記3記載の各事業内容に応じ、それぞれ次のとおりとする。

（ア）幼稚園等における特別支援教育体制モデル構築事業

「【組織名】（幼稚園等事業）事業実施計画書等」

（例） 【●●県教育委員会】（幼稚園等事業）事業実施計画書等

（イ）学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究

「【組織名】（学習障害事業）事業実施計画書等」

（例） 【●●県教育委員会】（学習障害事業）事業実施計画書等

ウ 添付ファイルを含め、メールの容量が許容範囲を超える場合は、メールを分割した上で、件名に通し番号を付して送信すること。

エ 企画提案書（事業実施計画書）等を提出した各団体等については、同提案書等を受信した旨のメールを当省から送信する。

このメールが届かない場合は、令和7年7月16日（水）12:00までに、電話で当省へ連絡をすること。

オ メール送信上の事故（未達等）について、当省は一切責任を負わない。

(3) 提出資料

- ア 事業実施計画書（Word形式）
- イ 取組全体の概要図（PPT形式）
- ウ その他参考資料（各経費項目に係る根拠資料等）

(4) 提出先

- ア 電子メール
hattatsu@mext.go.jp
- イ 担当部署名
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援総括係
- ウ 電話番号
03-5253-4111（内線3199）

(5) 提出期限

令和7年7月16日（水）12：00（必着）（※6）

（※6）

- ア 全ての提出書類について、この期限までに提出すること。
- イ 電子メールでデータ送信した書類については、送信時に提出されたものとみなす。
- ウ 提出期限後における書類の提出及び差替えは、認めない。

(6) その他

企画提案書（事業実施計画書）等の作成費用は、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された同提案書等については、返却しない。

8 選定方法等

(1) 選定方法

審査評価委員会による書類選考を実施する。
また、最終的な採択件数については、審査評価委員会が決定する。

(2) 審査基準

- ア 幼稚園等における特別支援教育体制モデル構築事業
別添1別紙2のとおり
- イ 学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究
別添2別紙2のとおり

(3) 選定結果の通知

選定終了後、30日以内に全ての提案者へ選定結果を通知する。

9 スケジュール（予定）

- (1) 公募締切：令和7年7月16日（水）12：00
- (2) 審査：令和7年7月下旬頃
- (3) 採択通知：令和7年7月末頃
- (4) 契約締結：令和7年8月下旬頃（※7）

（※7） 契約締結後でなければ事業に着手できないため、企画提案書（事業実施計画書）等の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要がある旨を十分留意すること。

なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

10 契約締結

- (1) 選定の結果、契約予定者との間で提出書類を基に契約条件を調整するものとする。
また、契約金額は、予算の範囲内で企画提案書（事業実施計画書）等の内容を勘案して決定するため、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。
なお、契約条件等が合致しない場合、契約締結（※8）を行わないことがある。

（※8） 国の契約は、契約締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約締結後でなければ事業に着手できない。

したがって、契約締結以前に採択者が要した経費を国が負担することはないので、その点を十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めていくこと。

なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

- (2) 選定の結果、契約予定者となった場合には、契約締結のため、遅滞なく以下の書類（「契約締結に当たり必要となる書類」（※9））について提出を求めることから、事前に準備をしておくこと。

なお、再委託先がある場合は、再委託先にも十分周知しておくこと。

（※9） 契約締結に当たり必要となる書類については、以下のとおり。

ア 事業実施計画書

（審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映させた事業実施計画書の再提出を求める。）

イ 委託業務経費（再委託に係るものを含む。）の積算根拠資料

（謝金単価表、旅費支給規定など）

ウ 銀行口座情報

（採択の連絡と併せて、当省から指定の様式を別途送付する。なお、再委託先については、提出不要。）

Ⅱ その他

- (1) 本事業の再委託を受けた団体等が当該事業の全部又は一部を第三者に更に委託すること（再々委託）は認めない。
- (2) 本事業の実施に伴って発生した知的財産権は、当省に帰属するものとする。
- (3) 上記５に記載した採択件数は現時点での予定であり、増減する場合がある。
- (4) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみ有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報は、ホームページ上で公開している本件の公募情報において開示する。
- (5) 委託事業に係る事項は、委託要項等によるものとし、事業実施に当たっては、契約書及び企画提案書（事業実施計画書）等を遵守すること。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成２７年法律第６４号）に基づく認定等、企画提案書（事業実施計画書）に記載した事項について、認定の取消し等によって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに当省（発注者）へ届け出ること。
- (6) 契約締結後でなければ本事業を開始できない旨に留意すること。また、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知を行うこと。
- (7) 本事業において個人情報を取り扱う場合には、地方公共団体等が定める個人情報保護条例等に基づき、適正に取り扱うよう体制を整備すること。
- (8) 本事業を受託した団体等においては、事業実施により得られた成果等について、ホームページへの掲載等を通じて、広く普及・啓発すること。また、その際は、本事業が当省委託事業による研究成果である旨を記載すること。
- (9) 本事業を受託した団体等においては、本事業に関する研修会などを開催する場合、同事業が当省委託事業の一環である旨を関係者へ周知すること。
- (10) 再委託先や事業費による支出先に、取引停止期間中の者を含めないこと。